

ちゅうおう 消費者だより

P.1 中央区消費生活展2024

P.2-3 SNSをきっかけとした儲け話にご注意を！

P.4 子供のオンラインゲームトラブル

第190号

令和6年10月

編集発行

中央区消費生活センター

☎3546-5332

ホームページ

<https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/>

特集

P2-3 SNSをきっかけとした儲け話にご注意を！

P4 子供のオンラインゲームトラブル



特集

中央区消費生活展2024

快適なくらしを求めて ～サステナブルな未来のための社会～

日時

11月10日(日)

午前10時～午後3時30分

会場

月島区民センター1階 ロビー・会議室

安全で快適な暮らしに役立つ情報を幅広く紹介します。
スタンプラリー参加者には素敵な景品を用意しています。



【主催】

中央区・中央区消費者友の会

【協賛】

パルシステム東京

コープみらい東京1ブロック委員会

東京司法書士会中央支部

東京都生活文化スポーツ局計量検定所

東京都水道局千代田営業所

東京都下水道局中部下水道事務所



中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時

月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く。)

所在地

〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所1階
<https://www.city.chuo.lg.jp/consumercenter/>



中央区消費生活センター HP

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



SNSをきっかけとした儲け話にご注意を！

コミュニケーションツールのSNSや、出会い系サイト、マッチングアプリなど、インターネット上で知り合った人から、「絶対もうかる」などと持ち掛けられてFX取引（外国為替証拠金取引）をしたり、暗号資産の投資契約等をした結果、**返金されない・出金できない等、トラブルになる**ケースが増えています。

うまい話は
ありません！



01

相談事例

有名人が投資の広告に出ていたのでFX投資をした



SNSの広告で芸能人が投資で儲けた話をしているインタビュー動画を見た。好きな芸能人だったため、気に入り、メッセージアプリの登録をした。すると登録先は投資塾で、毎日仲間が「儲かった」というグループチャットで情報を交換していた。興味があったので投資塾で勧められたFX取引の無料アプリをダウンロードし、100万円を指定口座に振り込むと、翌日にはもう利益が出ていた。何度か追加で資金を振り込み、利益と併せて2500万円になった時点で、お金を引き出そうとしたが手数料が120万円掛かるとのことだった。手数料を払うと次は税金を払うよう指示され、おかしいと思った。全額引き出したいと伝えると、投資塾やアプリ運営者と連絡が取れなくなった。

02

相談事例

マッチングアプリで知り合った人の投資話を聞いてしまった



マッチングアプリで知り合った男性から「先輩に教えてもらった暗号資産の投資で儲かっている。やってみないか」と誘われ、タワーマンションの一室に連れていかれ、男性の先輩と、投資会社の顧問をしている人に会った。「大きく儲けるためには手厚いサポートをしてくれるコンサルタントとの契約が必要だ」と言われ、50万円のコンサルティング契約を勧められた。支払えないと断ったが、消費者金融から借入れしてもすぐに返済できると言われ、インターネット上で借入れする方法を指示され、消費者金融2社から借入れして支払った。帰宅後やめたいと思いメッセージアプリでクーリング・オフをしたいと男性の先輩と投資顧問をしている人に申し出たが全額返金できないと返事が来た。コンサルティングの契約書はもらったが暗号資産の一般的な内容が記載されているだけの内容でコンサルティングの詳細がわからない。返金してほしい。

ここに気を付けましょう！



- ①有名人が投資詐欺の広告に利用されている問題が発生しています。
- ②指定口座が個人名義の場合は詐欺の可能性が高いです。
- ③取引の始めの方で少額の引き出しに応じて安心させる場合があります。
- ④アプリ上で利益が出たと表示されても嘘の表示の可能性があります。

国内の金融機関に振り込みをした場合は「振り込め詐欺救済法」により、被害回復できる可能性があります。
(ただし振込後時間が経っていない場合等です)

「振り込め詐欺救済法」の詳細は
右のQRコード(一般社団法人)
全国銀行協会のサイト



ここに気を付けましょう！



- ①マッチングアプリで知り合った人が投資やお金の話しを持ち出して来たら要注意です。
- ②取引相手が「金融商品取引業」の登録を受けているか確認しましょう。
(金融庁のホームページで確認できます。)
- ③マンションなどの営業所等以外の場所での契約や販売目的を告げずに呼び出されるアポイントメントセールスは、特定商取引法の訪問販売に該当し、クーリング・オフが可能です。しかし、相手と突然連絡が取れなくなることも多いので、なるべく早く申し出て返金を求めることが大切です。



投資詐欺にあわないためのアドバイス

巧みな誘い文句(または広告や文章)で「儲かる」と思い込まれますが、「うまい話」には裏があります。安易に信用してはいけません。

- SNSやマッチングアプリ等で知り合った人から投資の勧誘を受けた場合には、一度冷静になって考えましょう。
- 取引内容や利益が出る仕組みがよく分からない契約はしないようにしましょう。
- 振り込んだお金を取り戻すことは大変困難です！不審な契約をしたときは「消費者ホットライン」188または、中央区消費生活センターに相談しましょう。



子供のオンラインゲームトラブル

「クレジットカード会社から、身に覚えのない請求が届いたので確認すると、子どもがオンラインゲームで高額な課金をして、保護者のクレジットカードを使用していたことが分かった」などの、オンラインゲームにかかわる相談が増えています。

親子で話し合おう

オンラインゲームで遊ぶ時のルールについて家族で話し合い、ゲームの内容や課金の仕組みを保護者も理解しておきましょう。

保護者のスマホ そのまま渡していませんか？

保護者のスマートフォンで遊ばせる場合は、保護者のアカウントは必ずログオフしましょう。

日頃から決済完了メールや 明細を確認しましょう

クレジットカードなどの決済機能のあるカード、ID、暗証番号やパスワードなどは、適切に管理しましょう。また、クレジットカードの利用明細を日頃から確認することも大切です。

ゲームアプリを提供しているアプリストア運営事業者に「未成年者契約の取り消し」を主張し、返金を求める方法もありますが、契約時の状況によっては親（親権者）の責任が問われ取り消しができない（返金されない）場合があります。



保護者の古いスマホや 子ども専用のスマホも そのまま渡してはいけません

保護者の古いスマートフォンや子ども専用のスマートフォンで遊ばせる場合はペアレンタルコントロール機能（※）を利用して保護者が管理しましょう。

※ペアレンタルコントロールとは子供が使用するIT機器を保護者が管理するための機能です。閲覧内容や利用時間の制限をすることができます。

